

厚岸町規則第43号

厚岸町個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月20日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町個人情報保護条例施行規則（平成17年厚岸町規則第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項」に、「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（住民基本台帳カードに関する経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に交付されている住民基本台帳カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下「番号法整備法」という。）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における住民基本台帳カードであって、この規則の施行の日前に番号法整備法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「第3号旧住民基本台帳法」という。）第30条の44第3項の規定により交付された同条第1項に規定するものをいう。）は、番号法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた第3号旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、行政

手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードとみなす。